

(素案)

神奈川県犯罪被害者等支援推進計画

平成 30 年 11 月

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部
くらし安全交通課

I 計画の基本的考え方

1 計画改定の趣旨

犯罪等の被害者やそのご家族、ご遺族の方々の多くは、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった、その犯罪等によって引き起こされる直接的な被害に加え、心身の不調や、治療費の負担などの経済的な問題、新たな住居の確保など、様々な問題に苦しめられています。

さらに、犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の二次被害を受けることも少なくありません。被害者等は、こうした二次被害によって、それまで日常生活や社会生活を送る場であった近隣、職場、学校などから距離を置いたり、通えなくなったりして、孤立せざるを得ない状況に追い込まれることもあり、二次被害は、非常に深刻な問題です。

このような状況にある犯罪被害者等が、平穏な日常生活を取り戻すためには、様々な関係機関が連携し、被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を途切れることなく提供するとともに、県民や事業者など周囲の人々が被害者等の置かれた状況を理解し、二次被害が生じることのないよう十分配慮し、被害者等を支えていくことが必要です。

そこで、県では、犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減と犯罪被害者等を支える地域社会の形成を進めるため、平成21年4月に、「神奈川県犯罪被害者等支援条例（以下「条例」という。）」を施行し、この条例に基づいて、「神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」を策定して、犯罪被害者等への支援施策を進めてきました。

平成21年4月に策定された計画（以下「第1期計画」という。）では、県、県警察、民間支援団体が一体となって総合的な支援を行う「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。）を設置し、様々な関係機関と連携して、被害者等への支援を提供するとともに、県民や事業者に被害者等への理解を深めていただくための取組を行うなど、様々な施策を展開してきました。

また、第2期計画がスタートした平成26年度からは、警察に届出を躊躇する方も多い、性犯罪や性暴力の被害者の相談に、24時間365日で対応するホットラインを開始しました。

その後、平成29年8月、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を開設し、電話相談に加えて、協力医療機関への付添いや、受診費用の負担など、支援の充実を図っています。

このような施策・事業により、関係機関が一体となった県の支援体制が、着実に被害者支援に結び付き、条例を制定する市があるなど、市町村の取組も進められています。しかし、市町村の取組には差があり、県は、県と市町村とが連携して取り組む機運を醸成しつつ、市町村へ一層の後押しをすることが必要です。また、県の取組の更なる周知や、性犯罪・性暴力の男性被害者に対する

相談体制の構築、支援する側のメンタルヘルスケアなども重要な課題となっています。

第2期計画の期間は今年度で満了となります。第2期計画までの成果を生かしつつ、これらの課題に対応し、全国に先駆けて進めてきた犯罪被害者等支援の、より一層の充実を図るため、第3期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画（以下「計画」という。）を作成しました。

2 計画の性格及び計画の対象

本計画は、条例第8条の規定に基づき、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標や施策の方向、県が取り組むべき犯罪被害者等支援施策を定める「行政計画」です。

条例では、犯罪被害者等を「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、県内に住所を有する者をいう。」としていることから、計画で定める犯罪被害者等支援施策については、原則として県民を対象としたものとします。

神奈川県犯罪被害者等支援条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
 - (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、県内に住所を有するものをいう。
 - (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、地域社会で再び平穏な日常生活を営むことができるようにするための取組をいう。
 - (4) 犯罪被害者等支援施策 県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策をいう。
- 以下（略）

3 計画期間

計画期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

なお、計画期間内であっても、犯罪被害者等のニーズや犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等により、必要に応じて、見直すこととします。

4 基本目標

条例を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標として、次の二つの「基本目標」を設定します。

基本目標1 犯罪等により壊された日常生活の早期回復

思いがけず犯罪等の被害にあい、精神的、身体的に、また生活面においても非常に厳しい状況に置かれている犯罪被害者等が、一刻も早く平穏な日常生活を取り戻せるよう、犯罪被害者等の受けた被害をできる限り早く軽減し、回復することを最も基本的な目標として位置づけます。

基本目標 2 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の二次被害を受けることも少なくありません。被害者等は、こうした二次被害によって、それまで日常生活や社会生活を送る場であった近隣、職場、学校などから距離を置いたり、通えなくなったりして、孤立せざるを得ない状況に追い込まれることもあり、二次被害は、非常に深刻な問題です。

そこで、こうした二次被害を生じることのないよう十分配慮し、県民全体で犯罪被害者等を温かく支える地域社会を形成することを目標として位置づけます。

5 SDGs との関係

平成 27 年 9 月、国連において「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals 略称「SDGs」) が採択されました。国が策定した「SDGs 実施指針」では、各地方自治体に「各種計画や戦略、方針の策定や改訂にあたっては SDGs の要素を最大限反映することを推奨」しています。

計画における基本目標も、SDGs の理念を共有するものです。計画に定める施策・事業の展開を図ることにより、持続可能な神奈川の実現を図り、世界的な課題の解決にも役割を果たしていきます。

(参考 SDGs の 17 の目標 (ゴール) のうち、計画と関連の強いもの)

	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力開発を行う。
	持続可能な開発のための平和で包括的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度を構築する。
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバルパートナーシップを活性化する。

6 計画の推進

(1) 推進体制

計画の推進にあたっては、庁内において各部局が連携しながら施策を進めるとともに、市町村や関係団体などと連携して、施策を進めます。

ア 安全・安心まちづくり推進本部

県庁内の関係局長等で構成する「安全・安心まちづくり推進本部」を活用し、部局横断的な調整をし、施策を進めます。

イ 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会

神奈川県の安全・安心まちづくりを県民総ぐるみで展開するために設立された「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を犯罪被害者等支援についての推進体制としても位置づけ、同協議会の場を活用して、施策を進めます。

(参考 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会の概要)

- ・ 目的 県民、地域団体、事業者、行政機関等の協働により、安全・安心まちづくりを目指した県民運動を展開することにより、県民が安全で安心して暮らすことができ、誰もが安心して訪れることのできる神奈川県を実現することを目的とする。
- ・ 構成員 学校関係団体、PTA関係団体、青少年・国際関係団体、福祉関係団体、地域関係団体、経済・事業者関係団体、ライフライン事業者、交通関係事業者、労働団体、建築・住宅関係団体、防犯関係団体、行政機関等159団体

ウ 警察署被害者支援ネットワーク

犯罪被害者等のニーズに対応して、よりきめ細かな支援を行うため、警察署単位で設置された「警察署被害者支援ネットワーク」において、地域の様々な団体等と連携しながら、地域における支援活動などの施策を推進します。

(参考 警察署被害者支援ネットワークの概要)

- ・ 目的 警察署と関係機関・団体、企業等との緊密な連携と相互協力により、犯罪被害者等のニーズに対応した各種の支援活動を推進することを目的とする。
- ・ 構成員 警察署管轄区域内の行政機関、民間企業、医療機関等

エ 市町村との連携

犯罪被害者支援に県と市町村とが連携して取り組む機運を醸成しつつ、条例制定や計画策定に取り組もうとする市町村を後押しします。

県、県警、NPOと市町村で検討会を設け、市町村を含めた県全体での支援状況の公表や具体的な支援の際の個人情報に配慮した連携の仕方などについて、共通理解を得るとともに、市町村に情報提供し、市町村の取組を後押しします。

研修などを通じて市町村の取組を支援し、個々の市町村の状況に応じて、連携を図りながら、被害者等への支援を提供します。

また、市町村犯罪被害者等支援主管課長会議などを活用しながら、情報交換等を進め、普及啓発を協働して行うなど、市町村と連携しながら施策を推進します。

オ 支援関係機関との連携

民間支援団体、弁護士会、臨床心理士会のほか、福祉関係機関や司法関係機関等で構成する「犯罪被害者支援関係機関ネットワーク会議」において意見交換を行うなど、関係機関と連携して、施策を推進します。

(2) 進行管理等

年度ごとに前年度の施策・事業の実施状況と当該年度の事業計画を取りまとめ公表し、広く県民から意見を求めます。あわせて、市町村や関係団体などからも意見を聴取します。

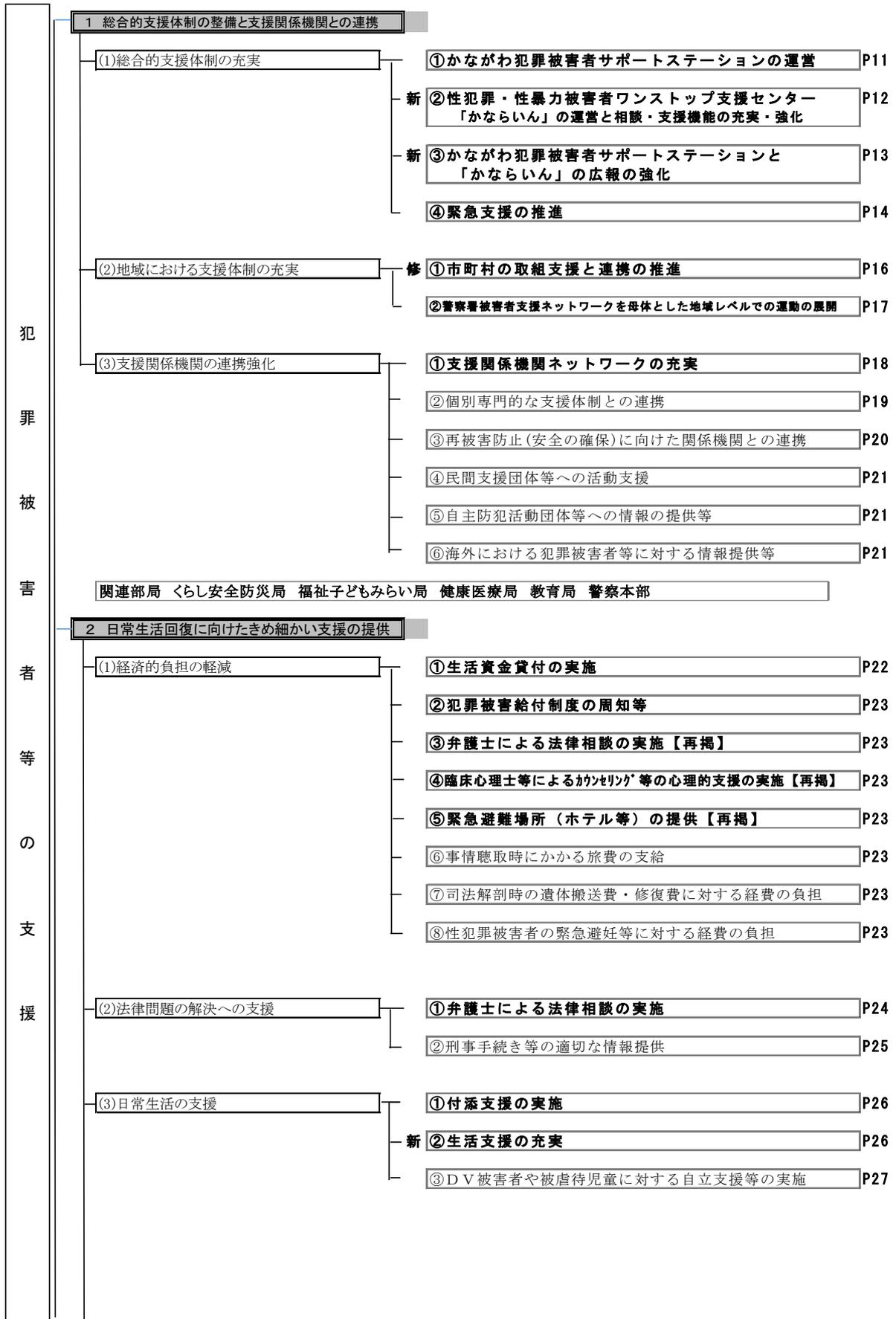
これらの意見をもとに、進捗状況を点検し、必要に応じて施策・事業の見直しを行いながら計画を推進します。

また、随時、支援施策を利用した犯罪被害者等から意見を求め、施策に反映します。

これらに加え、計画の中間年度（平成 33 年度）には、有識者等で構成する「神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会」において施策の総合的な検証を行い、同委員会での検証結果を踏まえ、必要な対応を行います。

なお、計画の最終年度（平成 35 年度）や、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等により必要に応じて計画の見直しを行う場合も、同様に施策の総合的な検証を行った上で、計画の見直しを行います。

II 犯罪被害者等支援施策・事業体系



犯 罪 被 害 者 等 の 支 援	(4)心身に受けた影響からの回復	①臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施	P27	
		②精神科の受診の支援	P28	
		③自助グループの紹介	P28	
		④被害者等に対する適切な医療の提供	P28	
		⑤少年等への相談、精神的ケアの充実	P29	
		⑥被虐待児童、高齢者、障害者への対応【再掲】	P29	
		⑦DV被害、ストーカー被害への対応【再掲】	P29	
		⑧高次脳機能障害があり生活に困難を生じている方への支援	P29	
		⑨被害者等の心情を考慮した環境、施設の整備	P29	
	(5)一時的な住居の提供等	①緊急避難場所（ホテル等）の提供	P30	
		②住居の確保への支援	P31	
		③DV被害者等や被虐待児童の一時保護	P31	
		④DV被害者の住居の確保への支援	P31	
	関連部局 暮らし安全防災局 福祉子どもみらい局 健康医療局 県土整備局 教育局 警察本部			
	3 県民・事業者の理解の促進			
(1)県民・事業者の理解の促進	①被害者等への理解についての普及啓発の推進	P33		
	②犯罪被害者等理解促進講座の実施	P33		
	③県安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開	P34		
	④様々な機会・媒体を用いた情報の提供	P34		
	⑤交通事故防止についての普及啓発の推進	P34		
	⑥事業者・団体の理解の促進	P35		
	⑦いのちの大切さに関する教育の推進	P35		
	⑧人権教育、犯罪防止教育の推進	P35		
関連部局 暮らし安全防災局 福祉子どもみらい局 健康医療局 教育局 警察本部				
4 被害者等を支える人材の育成				
(1)被害者等を支える人材の育成	①犯罪被害者等支援員養成講座の実施	P36		
	②支援者、相談員等に対する研修等の実施	P37		
	③支援者、相談員等を支える取組の実施	P37		
	④支援ボランティア登録制度の運用	P38		
関連部局 暮らし安全防災局 福祉子どもみらい局 健康医療局 教育局 警察本部				

<凡例>

- ・ゴシックは重点的取組
- ・新 は第3期計画において新たに施策として位置付けた取組
- ・修 は第3期計画において施策内容の修正を行った取組

Ⅲ 犯罪被害者等支援施策・事業

基本目標である「犯罪等により壊された日常生活の早期回復」と「犯罪被害者等を支える地域社会の形成」に向けて、次の四つの施策の基本方向に沿って、施策・事業を進めます。

- 1 総合的支援体制の整備と支援関係機関との連携
- 2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供
- 3 県民・事業者の理解の促進
- 4 被害者等を支える人材の育成

なお、犯罪被害者等支援施策は多岐にわたることから、計画期間である平成 31 年度から平成 35 年度までに、重点的に取り組む施策を「重点的取組」と位置づけて実施していきます。

1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携

県では、条例に基づき、事件後の初期的支援から中長期的支援にいたるまで、一つの窓口で必要とする情報や支援を一元的に受けることができる「場」として、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。）を設置して、関係機関と連携して、支援を提供しています。サポートステーションでは、関係機関との連携の一層の強化を図るとともに、認知度を高めるための効果的な広報の実施などにより、被害者等に必要な支援が着実に提供されるよう、体制を充実させていきます。

また、警察への被害の届出を躊躇している性犯罪・性暴力被害者からの相談を受け、適切な支援を行う、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を運営しています。かならいんでは、サポートステーションと同様に認知度を高めるための効果的な広報を実施するとともに、相談や支援の充実を図っていきます。

さらに、犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合に、関係機関とも連携し、迅速かつ円滑な支援を行います。

(1)総合的支援体制の充実

[現状と課題]

犯罪認知件数は減少傾向にある中で、かながわ犯罪被害者サポートステーションにおける支援の実績は着実に増加しており、必要な支援が被害者に行き届きつつあると評価することができます。

一方、全市町村に犯罪被害者総合対応窓口が設置されたことや、法テラス、県弁護士会などの相談窓口など、被害者等がどこに相談しても、的確な支援に繋がられるよう、引き続き連携を図る必要があります。

また、平成28年10月に県が実施した、「県民ニーズ調査」によると、サポートステーションの存在を知っている県民は、13.1%と2割に満たない状況があります。前回の調査（平成26年度調査。9.7%）よりは増加しているものの依然としてサポートステーションの存在を知らない県民が多く、周知はまだ十分でない状況です。

このようなことから、支援を必要としている被害者が確実に支援につながるよう、県民に向けた周知について継続的に取り組むとともに、周知の方法についても一層の工夫が必要であると考えます。

また、重大事案発生時における緊急支援について、休日・夜間の連絡体制、地元市町村等との連携した支援体制づくりが必要です。

警察に届出を躊躇する方も多い性犯罪や性暴力の被害者に対しては、平成26年度から、24時間365日に対応するホットラインを開始しました。平成29年8月、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を開設し、電話相談に加えて、協力医療機関への付添いや、受診費用の負担など、支援の充実を図っています。

「かならいん」についても、継続して認知度を上げていくことが重要であり、広報には引き続き、力を入れていく必要があります。

さらに、医療機関での被害者への適切な対応や、被害者が必要な支援につながるができるよう、関係機関との連携、協力をさらに深める必要があります。

加えて、「かならいん」においては、女性に限らない被害者への相談体制の構築、精神科医療との連携など、更なる相談・支援機能の充実が必要です。

[施策の方向]

- サポートステーションについては、県、県警察、民間支援団体の三者が一体となって支援を行う現行の運営を継続し、支援の充実を図っていくとともに、各相談窓口が連携して、必要な支援に繋がられるよう、会議等を通じ、引き続き顔の見える関係を維持していきます。また、広報や、市町村などの関係機関と連携した広報等、より効果的なサポートステーションの広報について検討し、実施していきます。
- 「かならいん」については、その運営を継続しつつ、サービスの充実を図っていきます。また、サポートステーションと同様、より効果的な広報について検討し、実施していきます。職員や相談員への研修をより充実させ、相談・支援の質的向上を図るとともに、医療機関等との連携・協力を深めていきます。さらに、男性被害者に対する相談体制の構築、精神科医療との連携等、支援の充実を図っ

ていきます。

- 重大事案発生時の市町村など、関係機関との連携態勢、役割分担等について検討を進めるとともに、休日・夜間における関係機関との連絡体制の構築を図ります。

[重点的取組]

① かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実

施策の方向

- 事件後の初期的支援から、中長期的支援に至るまで、一つの窓口で必要とする情報や支援を一元的に受け取ることができる「場」として、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営し、関係機関と連携して、犯罪被害者等に対して総合的にきめ細かい支援を提供します。
 - ・サポートステーションにおける相談、法律相談やカウンセリングなど各種支援の提供
 - ・被害者等の状況に応じた案内シート（利用可能な支援と支援提供窓口を記載）の作成
 - ・交付の検討

[現状と課題]

- 犯罪認知件数は減少傾向にある中で、かながわ犯罪被害者サポートステーションにおける支援の実績は着実に増加しており、支援につながる被害者が増加しています。
- 一方、サポートステーションに設置している県総合相談窓口への相談件数は、ほぼ同水準で推移していますが、全市町村に犯罪被害者総合対応窓口が設置されたことや、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の開設、法テラス、県弁護士会などの相談窓口もあり、被害者等がどこに相談しても、サポートステーションなどの支援が受けられるよう、引き続き連携を図る必要があります。

[重点的取組]

②性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の運営と相談・支援機能の充実

施策の方向

- 警察への届出を躊躇することの多い性犯罪・性暴力の被害者が、いつでも安心して相談し、必要な支援がワンストップで受けられる「かならいん」の運営を継続しつつ、相談・支援の充実を図っていきます。
- 平成 29 年 7 月の刑法改正により、強姦罪が強制性交等罪となり、被害者が女性に限られなくなったことに対応するための相談・支援体制の検討を行い、女性以外の男性被害者に対する相談体制の構築等、早期に実施可能なものから実施していきます。
- 職員や相談員への研修をより充実させ、相談・支援の質的向上を図ります。その中で男性や性的マイノリティーの被害者への理解も深めていきます。
- 精神科医療との連携を進めます。
- 障がい者支援の関係部署を含め、性犯罪・性暴力に関連する様々な窓口の担当者による連絡会議を開催します（事例検討等）。
- 性犯罪・性暴力被害者への対応として、産婦人科などの医療従事者等の育成を図る研修会等を実施します。
- 研修用 DVD 等を活用し、地域に出向くなどして医療機関や市町村関係者向けの研修を実施し、連携・協力を深めていきます。

[現状と課題]

- 平成 26 年 4 月 1 日に 24 時間 365 日、性犯罪・性暴力被害専用の「かながわ性犯罪・性暴力ホットライン」（相談電話）を開設し、これまでに、どこにも相談できなかった被害者が、いつでも安心して匿名でも相談できる相談体制を整備しました。
- 平成 29 年 8 月 1 日にはそれまでの電話相談業務に加え、医療機関での受診、法律相談、カウンセリング等の支援を行うかながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を開設し、警察への被害の届出を躊躇することの多い性犯罪・性暴力の被害者に対しても適切な支援を行う体制が整いました。
- 「かならいん」は、特定の病院内ではなく、利便性の高い場所に設置し、医療機関や警察等と連携する「相談センターを中心とした連携型」です。「相談センターを中心とした連携型」は、被害者が遠隔地の医療機関を受診したり、医療機関が相談室などを常時確保したりするなどの、被害者や医療機関にとっての負担が少なく、また、医療機関の場所や医師の性別などに関する被害者の希望に応じやすいというメリットがあります。
- 国は、平成 32 年度までに全都道府県に最低 1 か所の公的なワンストップ支援センターを設置することを目標としており、都道府県では、「病院拠点型」、「相談センター拠点型」、「相談センターを中心とした連携型」など、それぞれの地域の実情に合わせた形態で設置が進んでいます。国連では、「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」において、「レイプクライシスセンター」を、女性 20 万人につき 1 か所設置し、被害者が、国の費用により、包括的かつ総合的なサービスに速やかにアクセスできるようにすべきとしていることを念頭に、他の都道府県の設置形態や支援のあり方について、引き続き注視する必要があります。
- 「かならいん」は、継続して認知度を上げていくことが重要であり、広報には引き続き、力を入れていく必要があります。
- 実際の支援メニューを持ったことから、顔の見えない電話での相談から、実際の支

援につながるための、職員や相談員の更なる専門性の向上が必要です。

- また、医療機関での被害者への適切な対応や、被害者が必要な支援につながるができるよう、関係機関との連携、協力をさらに深める必要があります。
- 平成 29 年 7 月の刑法改正により、強姦罪から強制性交等罪となり、被害者は女性に限られなくなったことに対応できるよう、女性以外の被害者に対する相談体制の充実が必要です。
- 心身に受けた被害からの回復のため、精神科医療との連携など、更なる支援機能の充実が必要です。
- 性被害・性暴力の被害を訴えにくい障がい者の現状などについて、障がい者支援の関係部署とも情報交換を進め、対応を検討する必要があります。

[重点的取組]

新) かながわ犯罪被害者サポートステーションと「かならいん」の広報の強化

施策の方向

- 様々な機会を通じて、サポートステーションや「かならいん」の存在や活動内容を周知するため、効果的な広報を行います。
 - ・市町村等と連携した広報の強化
 - 市町村の広報媒体（ホームページ、広報紙等）などを通じた情報提供
 - 市町村や関係団体等と連携した各種研修会等での情報提供
 - ・SNS等のインターネットによる広報
 - ・ホームページ等によりサポートステーションの活動をわかりやすく紹介
 - ・特定多数の女性が利用する化粧室への広報用カード等の設置の拡大

[現状と課題]

- サポートステーションを周知するための広報については、県のたより、コンビニエンスストアへのポスターの貼り出し、ツイッターのほか、市町村との連携による広報を実施しています。しかし、平成 28 年 10 月に県が実施した、「県民ニーズ調査」によると、サポートステーションの存在を知っている県民は、13.1%と 2 割に満たない状況です。前回の調査（平成 26 年度調査。9.7%）よりは増加しているものの、依然としてサポートステーションの存在を知らない県民が多く、周知はまだ十分ではありません。
- 「かならいん」については、リーフレット、名刺大のカード、ポスターを作成し、公共施設、県内の各大学、大型商業施設等へ配付し、コンビニエンスストアに掲示していただいたほか、鉄道の窓ガラスなどに広告ステッカーを掲示しました。また、インターネットで単語を入力して検索した際に、「かならいん」が表示されるインターネットリスティング広告も実施しています。こうした広報媒体からの相談につながる人が多く、広告の効果は確実に出ていますが、継続して認知度を高めていくことが必要です。
- こうした周知については、継続的に取り組むとともに、周知の方法について一層の工夫が必要です。

[重点的取組]

④ 緊急支援の推進

施策の方向

- 重大事案が発生した場合の、市町村など、関係機関との連携態勢、役割分担等について検討します。
- 休日、夜間における関係機関との連絡体制の確立に向けた検討を進めます。
- 県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合に、迅速かつ円滑な支援を行います。
- 県警察において、多数の死傷者を伴う事件等にも対応できるよう、大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領に基づいて、支援を行います。
- かながわ犯罪被害者サポートステーションにおいて、神奈川県被害者支援連絡協議会で構成する「特異事案発生時における総合的な被害者支援体制」を中心に、関係機関・団体と連携しながら緊急支援を行います。支援にあたっては、事案の内容に応じ、事件を目撃した方などを含め、柔軟に対応します。
 - ・ 初期的支援については、犯罪被害者支援に精通したカウンセラー等による支援ができるだけ早期に開始できるよう、警察のほか、サポートステーション等においても、関係機関等を通じて被害者等に積極的に働きかけるなど、さまざまな手法で被害者ニーズの把握に努め、必要な支援につなげていきます。
 - ・ 中長期支援については、個別の面接によるカウンセリングのほか、「遺族の会」や、自助グループなど、被害者のグループに対し、カウンセラーを派遣するなど、より参加しやすい形での支援を検討します。
 - ・ 死傷者が多数に上る事案などの重大事案が発生した場合の被害者の支援については、発生場所や事案の内容に応じ、犯罪被害者等支援の視点で、目撃者等も含め、支援の対象者を適切に判断し、関係機関と連携しながら幅広く柔軟に支援を行います。
- 緊急時の連絡体制の整備や被害者についての情報提供のあり方について、市町村や関係機関と具体的に協議します。

[現状と課題]

- 平成 26 年度には、警察において、死傷者多数交通事故対応の合同訓練が実施されていたことは、津久井やまゆり園事件での支援本部の円滑な設置につながったと考えられます。
- 津久井やまゆり園事件における県警察の支援本部設置、かながわ犯罪被害者サポートステーションの対応、県保健福祉局の精神保健部門を中心とした、こころのケアの支援については、条例の規定に基づいて対応しました。
- 津久井やまゆり園事件における被害者支援活動を踏まえ、神奈川県被害者支援連絡協議会におけるメンタルサポートチームの在り方について、検討を行い、チームの招集を迅速に行えるよう改善し、チームの強化を図るべく、精神保健部門の会員をチーム員に新たに加えました。
- 今後、別の重大事案が発生した場合に、県警察の支援体制とサポートステーションと密接な連携をとり、事案の内容に応じ、県の精神保健部門等、関係部局とも連携しながら、迅速に支援を行う必要があります。
- 各警察署の被害者支援ネットワーク等において、各委員の自主的な支援意識の醸成を引き続き図っていく必要があります。
- また、被害が、夜間や休日に発生した場合の対応や、路上でのいわゆる通り魔事件、大規模な交通事故など、事案の内容に応じ、地元市町村や関係する機関と連携した支援態勢づくりも必要です。

(2) 地域における支援体制の充実

[現状と課題]

平成 26 年度に、県内全市町村に犯罪被害者施策担当窓口及び総合的対応窓口設置が設置されましたが、被害者等が支援機関の存在を知らない場合、まず、相談に行くのは、身近な市町村の窓口であることが多いと考えられ、市町村の取組支援は非常に重要です。

平成 27 年度には、茅ヶ崎市が条例を制定したほか、横浜市で条例を検討中など、市町村の取組は着実に進んできていますが、市町村により、施策への取組状況はまちまちであり、県の一層の後押しが必要です。犯罪被害者支援に県と市町村が連携して取り組む機運を醸成しつつ、条例制定や計画策定に取り組もうとする市町村に対しては積極的に支援を行う必要があります。

これまで県では、市町村の対応窓口での対応を支援し、サポートステーション等の支援機関と連携するため、「市町村担当者向け犯罪被害者等支援ハンドブック」を作成したほか、市町村職員を対象とした研修等を実施していますが、引き続き、市町村との連携強化に向けた取組や市町村の取組支援を進めていく必要があります。

また、県と市町村の役割分担の明確化や市町村の支援実績を含めた県トータルでの支援状況を可視化して、市町村を含めた県全体の支援の推進を目指す必要があります。

さらに、各警察署の被害者支援ネットワークでは、毎年度の総会において、地域の様々な団体が参加して、事例検討等が実施されていますが、引き続き、普及啓発活動等、ネットワークの活動を促進する必要があります。

[施策の方向]

- 市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施し、県民の理解促進を図るとともに、県と市町村が連携して犯罪被害者等支援に取り組む機運の醸成を図ります。
- 条例制定や計画策定などについての情報提供等を行うとともに、各警察署において、地元自治体の取組に助言することなどにより、市町村の取組支援の充実を図ります。
- 県、県警、NPOと市町村で検討会を設け、市町村を含めた県全体の支援状況の公表、生活支援や住宅支援などの具体的な支援の際の個人情報に配慮した連携の仕方などについて、一定の共通理解を得るとともに、検討の成果について市町村に情報提供し、市町村の取組を後押しします。
- 県が作成したハンドブックを活用した独自のハンドブックの作成支援や、サポートステーションにおける支援事例の提供等を通じ、市町村の犯罪被害者相談的対応窓口との連携強化を図ります。
- 各警察署に設置されている「被害者支援ネットワーク会議」の活動を促進するため、引き続き、事例検討や普及啓発活動の支援を実施します。

[重点的取組]

① 市町村の取組支援と連携の推進

施策の方向

- 市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施し、県民の理解促進を図るとともに、県と市町村が連携して犯罪被害者等支援に取り組む機運を醸成し、取組を進める市町村を後押しします。
- 県、県警、NPOと市町村で検討会を設け、市町村を含めた県全体の支援状況の公表の方法や生活支援、住宅支援、利用が可能な各種福祉制度等の情報提供等、具体的な支援の際の個人情報に配慮した連携の仕方などについて、一定の共通理解を得るとともに、検討の成果について市町村に情報提供し、市町村の取組を後押しします。
- また、総合的な対応窓口の体制など個々の市町村の状況に応じて、サポートステーションとの連携を強化します。
 - ・ 条例制定や計画策定などについての情報提供
 - ・ 市町村担当者用ガイドブックの作成、研修などでの活用
 - ・ 市町村職員研修の充実
 - ・ 市町村犯罪被害者等支援主管課長会議、実務担当者会議の開催（情報交換等の実施）
 - ・ 支援提供にあたっての市町村の総合的な対応窓口とサポートステーションとの連絡調整の推進

[現状と課題]

- 被害者等が支援機関の存在を知らない場合、まず、相談に行くのは、身近な市町村の窓口であることが多いと考えられ、市町村の取組支援は非常に重要です。情報提供や研修等を通じた県の支援もあり、平成26年度に、県内全市町村に犯罪被害者施策担当窓口及び総合的対応窓口が設置されました。
- 平成27年度に茅ヶ崎市が条例を制定したほか、横浜市で条例を検討中など、市町村の取組は着実に進んでいますが、市町村により、施策への取組状況はまちまちであり、県の市町村への一層の後押しが必要です。市町村と連携して支援に取り組む機運を醸成しつつ、条例制定や計画策定に取り組もうとする市町村に対しては積極的に支援を行う必要があります。
- 県では、市町村の対応窓口での対応を支援し、サポートステーション等の支援機関と連携するため、「市町村担当者向け犯罪被害者等支援ハンドブック」を作成したほか、市町村職員を対象とした研修等を実施していますが、引き続き、市町村との連携強化に向けた取組や市町村の取組支援を進めていく必要があります。
- 県と市町村の役割分担や市町村の支援実績を含めたトータルの支援状況を見えるようにして、市町村を含めた県全体の支援を推進していく必要があります。

[重点的取組]

② 警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開

施策の方向

- 各警察署に設置されている「警察署被害者支援ネットワーク」を地域レベルの被害者支援体制として位置づけ、支援の充実を図ります。
 - ・ ネットワーク会員による支援活動を促進するための事例検討の実施

[現状と課題]

- 各警察署の被害者支援ネットワークでは、毎年度の総会において、地域の様々な団体が参加して、事例検討等が実施されています。
- 引き続き、普及啓発活動等、ネットワークの活動を促進する必要があります。

<警察署被害者支援ネットワーク> ※各警察署単位で設置

目的：警察署と関係機関・団体、企業等との緊密な連携と相互協力により、犯罪被害者等のニーズに対応した各種の支援活動を推進することを目的とする。

構成員：警察署管轄区域内の行政機関、民間企業、医療機関等

(3) 支援関係機関の連携強化

[現状と課題]

犯罪被害者等支援に関係する機関は、県、警察、民間支援団体のほか、国の機関、市町村、福祉関係団体、弁護士会、法テラスなど、多岐にわたっています。犯罪被害者等がっらい思いをすることなく、必要とする支援を一つの窓口で一元的に、かつ、途切れることなく受けられるようにするためには、被害者等がどの支援関係機関に相談したとしても、必要な支援を受けることができるよう、支援関係機関の緊密なネットワークが重要です。

これまで、犯罪被害者支援関係機関ネットワーク会議（以下「支援関係機関ネットワーク会議」という。）等を通じて情報交換等を進めるほか、関係機関と個別に犯罪被害者等支援に関する協定を締結するなど、様々な関係機関との連携を進めてきました。

今後も、支援に関係する機関が必要に応じて相互に連絡をとりあい、支援の円滑な引継ぎを行うことなどができるよう、連携を強化していくことが必要です。

[施策の方向]

支援関係機関ネットワーク会議等を通じて、関係機関との情報共有に努めるとともに、関係機関の担当者間などで、事例検討や情報交換を行うなど、更なる連携の強化を図ります。

[重点的取組]

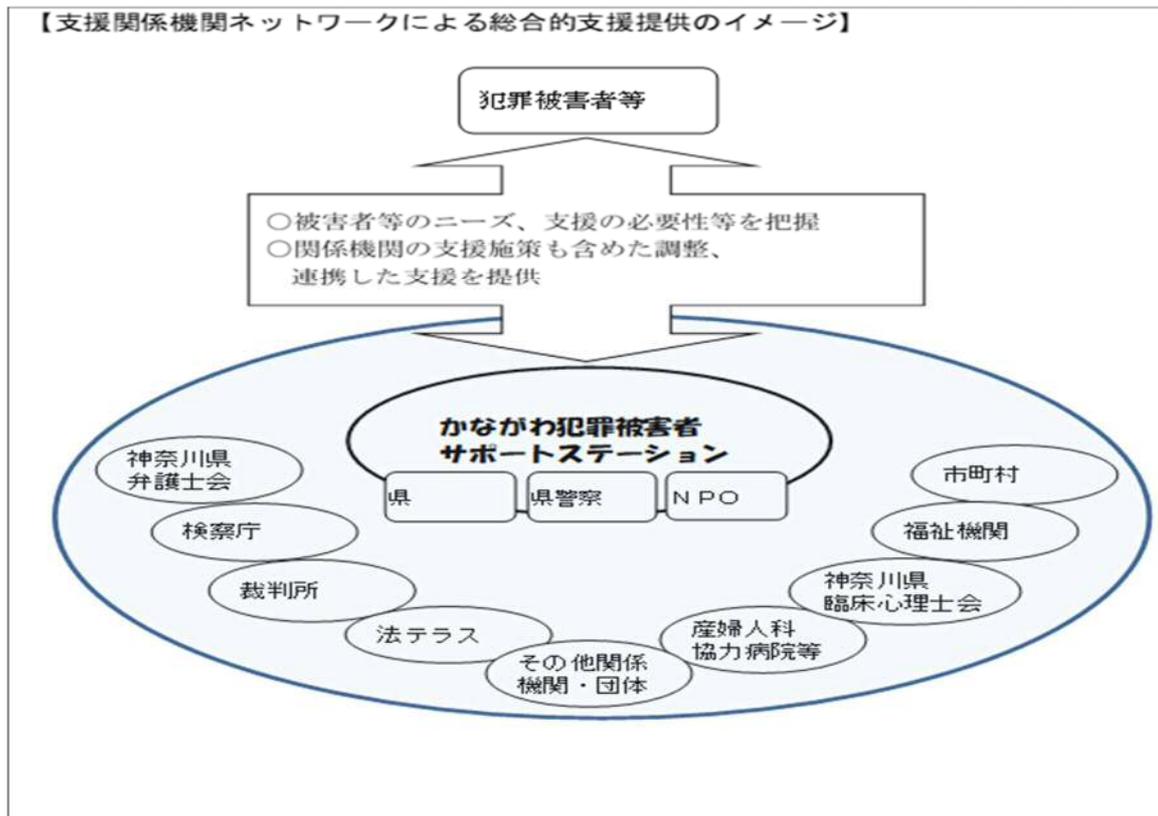
① 支援関係機関ネットワークの充実

施策の方向

- 支援関係機関ネットワーク会議等を通じて、関係機関相互の情報共有を進めるとともに、各関係機関の担当者間で、事例検討や情報交換を行うなど、お互いの顔が見える関係づくりを進めます。
 - ・ 支援関係機関ネットワーク会議の開催（事例検討、情報交換等）

[現状と課題]

- サポートステーションを中心とした、支援関係機関のネットワークの充実については、会議の開催などを通じて、サポートステーションにおける支援の内容や、関係機関の取組について、情報の共有を図ってきました。
- 今後さらに、サポートステーションと、虐待、いじめ等さまざまな専門的な支援に取り組む関係機関との連携を深め、情報共有を図っていく必要があります。



[その他の施策・事業]

② 個別専門的な支援体制との連携

個別専門的な支援体制において、それぞれの専門性を生かした相談、支援を行うとともに、必要に応じてサポートステーションなどと連携を図りながら、被害者等のニーズに沿った支援を提供します。

[個別専門的な支援体制とその概要]

<p>DV*被害への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者暴力に関する相談に応じるほか、自立をサポートする相談も行います。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、被害者等に対する保護、自立支援などを行います。 警察において、配偶者から暴力が行われていると認められるときは、暴力の制止・検挙、被害者の保護等に当たるとともに、被害を自ら防止するための援助を行います。また、保護命令発令後、被害者に対する防犯指導を行うとともに、加害者に対する命令遵守の指導を行います。
<p>ストーカー被害への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被害者等の安全確保を第一に、刑法等を適用した司法措置、ストーカー規制法に基づく警告、援助等、またはその他の必要な措置を行います。
<p>性犯罪被害への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電車内痴漢等迷惑行為相談所において、主に女性警察官が痴漢等に関する相談に応じます。 「性犯罪 110 番」において、性犯罪（強制性交等、強制わいせつ等）の被害女性の相談に、女性警察官が女性の立場で応じます。また、女性警察官を性犯罪捜査員として育成・登録して運用することで、被害者の二次被害を緩和し、事件の早期解決を図ります。 あわせて、被害者に対して、相談専門員によるカウンセリングなど、各種支援を行います。
<p>セクシュアル・ハラスメント被害への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> かながわ労働センターが実施する労働相談において、職場で性的な嫌がらせに悩んでいる方からの相談に応じます。
<p>交通事故被害への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 警察本部交通相談センターにおいて、交通事故に関する相談に応じます。 交通事故捜査に係る研修を開催し、捜査員等の資質向上を図ります。 神奈川県交通事故相談において、交通事故に関する損害賠償、示談、保険の請求等に関する相談に応じます。

(*) DV：「DV（ドメスティック・バイオレンス）」という言葉は、直訳すると「家庭内の暴力」となりますが、この計画では「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力」という意味で使用しています。

悪質商法被害への対応	<ul style="list-style-type: none"> 「悪質商法 110 番」において、布団や悪質リフォームなどの訪問販売、ヤミ金融などにより、もうけ話を口実にして金銭をだまし取る事犯などの「悪質商法事犯」の相談に応じます。
暴力団被害への対応	<ul style="list-style-type: none"> 「暴力団からの不当要求拒絶コール」において、暴力団等に関する困りごとや被害などの相談に応じ、被害回復交渉についての助言等の援助を行います。 また、（公財）神奈川県暴力追放推進センターや神奈川県弁護士会と連携し、事案の内容に応じて適切な解決がなされるよう支援を行います。
被害少年への対応	<ul style="list-style-type: none"> 相談電話「ユーステレホンコーナー」において、少年の非行問題、いじめ、犯罪被害等に関する相談に応じます。
児童虐待への対応	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・家庭 110 番を設置し、専門の電話相談員による子どものための電話相談を行います。 児童相談所全国共通ダイヤル 189 において、夜間を含む虐待通告に対応します。
高齢者虐待への対応	<ul style="list-style-type: none"> 市町村において、虐待の通報に応じるとともに、地域包括支援センターを中心に、総合相談、早期発見等を行うためのネットワークの整備を図ります。 県は、市町村に対して必要な助言を行うとともに、市町村や地域包括支援センターの職員を対象に研修等を実施します。
障がい者虐待への対応	<ul style="list-style-type: none"> 県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待の通報・届出や相談に応じます。
いじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"> 県立総合教育センター内の「教育相談センター」において、学校教育、家庭教育、いじめなど様々な相談に応じ、本人、保護者、教員等を支援します。また、24 時間子ども SOS ダイヤルいじめ 110 番を設置して、24 時間体制で、子どもの悩みに対する子どものためのいじめ電話相談を行います。

③ 再被害防止安全の確保に向けた関係機関との連携

○ 警察における再被害防止に向けた保護対策の推進

- 犯罪被害者等が、加害者から再被害を受けるおそれの大きい場合に、被害者等との連絡を密にし、必要な助言、措置を講じるとともに、関係機関等との連携の強化を図ります。

- ・ 暴力団排除活動の関係者や暴力団による犯罪の被害者及び参考人、暴力団排除関係者、公安委員を「保護対象者」として指定し、危害が及ぶ程度に応じて必要な保護措置を講じます。
 - 学校における再被害防止措置の推進
 - ・ 学校における再被害防止及び再非行防止のための適切な指導・支援を行った上で、必要に応じて学校警察連携制度を運用し、保護者や警察との連携のもとで継続的な指導・支援を行います。
 - 神奈川県DV対策推進会議の開催
 - ・ 民間団体、弁護士会、医師会、法務局のほか、県関係部署、市町村の代表で構成する「神奈川県DV対策推進会議」において、意見交換を行いながら、配偶者等からの暴力の防止と被害者支援の施策を推進します。
 - 要保護児童対策地域協議会の運営支援
 - ・ 児童虐待の早期発見、早期対応、再発防止等のための地域の連携強化等を目的として、主に市町村児童福祉主管課、学校、保育所、県警察、保健・医療機関、民生委員・児童委員などで構成される「要保護児童対策地域協議会」の運営支援を行います。
 - 学校・警察連絡協議会の開催
 - ・ 各警察署単位に設置され、警察署管内の小学校、中学校、高校が参加する「学校・警察連絡協議会」を開催し、学校・警察が相互に連携して、児童・生徒の健全育成や安全対策等を進めるための情報交換等を行います。
- ④ 民間支援団体等への活動支援**
- 関係団体に対する活動支援
 - ・ 犯罪被害者等への支援に取り組む民間支援団体や自助グループ等に対して、情報提供などの支援を行います。
 - ・ 児童虐待の防止活動や被害者等支援を行う民間団体等が行う研修等に対し、依頼に応じて、児童相談所職員などの専門家を講師として派遣します。
- ⑤ 自主防犯活動団体等への情報の提供等**
- ・ 地域住民等に対し、防犯や犯罪被害者等支援に関する情報の提供を行い、再被害防止や被害者等への理解促進を図るため、地域の自主防犯活動団体等に対して情報提供等を行います。
 - ・ 地域における支援活動を活性化するため、福祉活動など地域に密着した活動を行う団体等に対して、自発的な支援活動を促すための情報提供等を行います。
- ⑥ 海外における犯罪被害者等に対する情報提供等**
- ・ 関係機関・団体と連携し、海外において犯罪被害にあった県民に関する情報の収集に努めるとともに、被害者等に対する適切な支援活動を実施します。

2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供

犯罪被害者等の多くは、思いかけず犯罪等にあつたことで、直接的な被害に加え、事件による精神的ショック、身体的不調、医療費や生活費などの経済的問題、更には、不慣れな刑事手続きへの対応、住居や雇用の確保など、様々な問題に悩まされ日常生活に支障をきたしています。

被害者等の負担が軽減され、少しでも早く平穏な日常生活を回復することができるよう、被害者等が直面している問題に応じて、必要な支援をきめ細かく提供します。

(1) 経済的負担の軽減

【現状と課題】

犯罪被害者等は、被害にあつたことで、医療費や裁判に関する費用、自宅が被害現場になったことによる転居費用などの費用負担や、仕事を辞めざるを得なくなったことによる収入の途絶など、様々な経済的問題に直面します。

こうした状況に対応するため、生活資金の貸付や犯罪被害給付制度の周知、無料の法律相談やカウンセリングなどの支援を行ってきました。

今後も、被害者等の状況に応じて、必要な支援をきめ細かく提供していくことが必要です。

【施策の方向】

個々の被害者等の状況に応じて生活資金の貸付など必要な支援を提供するとともに、市町村など関係機関とも連携しながら、利用可能な福祉制度等について情報提供を行い、制度の利用につなげるなど、被害者等の状況に応じた支援を検討します。

【重点的取組】

① 生活資金貸付の実施

施策の方向

- 当座の生活資金に困窮する犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、被害にあつたことで生ずる医療費などの不測の経費等について貸付を行います。
- より被害者のニーズに沿った経済的支援の提供ができるよう、保健福祉や医療など他の制度の活用も視野に入れ、関係機関との連携を強化していきます。

【現状と課題】

- サポートステーションにおける経済的支援の一環として、生活資金の貸付制度を運用していますが、新規貸付の実績が少ない状況です。
- しかし、貸付申請から比較的短期間で貸付が行われていることや、貸付対象を国の制度よりも幅広にしていることから、犯罪被害に遭つたことで生じる不測の経費等を一時的に補うことで、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するという役割を果たしており、引き続き運用していく必要があります。

- また、生計の維持を担っていた方が亡くなったり、体調を崩して退職せざるを得ない状況となったりするなど、被害者等の生活が行き詰まっている場合には、貸付の利用ではなく、生活困窮者自立支援制度等の福祉制度の利用につなげる必要があります。

<生活資金の貸付制度>

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた方の遺族や傷病または障害の被害を受けた方やその家族を対象として、犯罪被害にあったことで生ずる医療費などの不測の経費等について無利子で貸付を行う。被害の程度によって次の2種類がある。

- ・犯罪被害給付制度の対象となる被害者の方やその家族
限度額 100 万円
- ・犯罪被害給付制度の対象とはならないが故意の犯罪により傷病を負った被害者の方やその家族
限度額 30 万円

[重点的取組]

② 犯罪被害給付制度の周知等

施策の方向

- 犯罪被害給付制度の周知徹底に努めるとともに、申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な案内と手続きの迅速化に努めます。

[現状と課題]

- 県警察においては、犯罪被害者等支援キャンペーン等において犯罪被害給付制度の周知を図るとともに、申請対象者等への適切な案内を行っています。

<犯罪被害給付制度>

殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するもの。

警察本部または警察署で申請の受付を行う。

- ③ 弁護士による法律相談の実施【再掲】
- ④ 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施【再掲】
- ⑤ 緊急避難場所（ホテル等）の提供【再掲】

[その他の施策・事業]

- ⑥ 事情聴取時にかかる旅費の支給
犯罪被害者等が警察の事情聴取等の要請に応じる際の交通費を支給します。
- ⑦ 司法解剖時の遺体搬送費・修復費に対する経費の負担
犯罪などの被害を受け亡くなった方の司法解剖を行う際に、遺体搬送費、修復費を一部負担します。
- ⑧ 性犯罪被害者の緊急避妊等に対する経費の負担
性犯罪被害を受けた方に、避妊措置料、性感染症検査料等を負担します。

(2) 法律問題の解決への支援

[現状と課題]

犯罪被害者等は、これまで経験のない、刑事裁判への参加等の様々な刑事手続きに関与することとなります。

また、相手方から示談交渉が持ちかけられることも少なくありません。さらに、被害に起因する転居や退職、相続などに伴う法的な問題に直面することもあります。

このような問題に対応するための弁護士による法的支援は極めて重要です。

これまで、サポートステーションでの支援として、神奈川県弁護士会の協力のもとに、被害者等支援に精通している弁護士による無料の法律相談を実施してきました。犯罪被害者等の様々なニーズに対応するため、2回まで相談料を公費で負担しています。さらに、被害者等の希望により、法律相談を担当した弁護士が裁判まで担当することも可能であり、被害者にとっては大変効果的な支援となっており、今後とも支援の継続が必要です。

また、死傷者が多数に上る事案などについて柔軟に対応することとしていますが、実際に事案が発生した場合の具体的対応方法等について、検討が必要です。

[施策の方向]

引き続き、神奈川県弁護士会との連携を深め、法律相談の円滑な実施に努めます。

死傷者が多数に上る事案等が実際に発生した場合に、より迅速・的確な対応ができるよう、緊急時の運用方法の検討を進めるとともに、実際に社会的反響の大きい事案などへの対応に際しては、事案の内容に応じて例外の運用を行うことも検討していきます。

[重点的取組]

① 弁護士による法律相談の実施

施策の方向

- 犯罪被害者等に対する支援を積極的に行っている神奈川県弁護士会と連携を図り、被害者等が抱える法的な問題について、被害者等が安心して相談できる無料法律相談を実施します。
- 死傷者が多数に上る事案など、事案の内容に応じて柔軟に対応します。

[現状と課題]

- 犯罪被害者等は、これまで経験のない、刑事裁判への参加等の様々な刑事手続きに関与することになるため、被害者等支援に精通した弁護士による法的支援は極めて重要です。犯罪被害者等の様々なニーズに対応するため、2回まで相談料を県が負担しており、犯罪被害者等の支援に大きく寄与しています。
- また、被害者等の希望により、法律相談を担当した弁護士が裁判まで担当することも可能であり、被害者にとっては大変効果的な支援となっています。
- 死傷者が多数に上る事案などについて柔軟に対応することとしていますが、実際に発生した場合にどのような対応ができるか整理しておく必要があります。

[その他の施策・事業]

② 刑事手続き等の適切な情報提供

- 「被害者の手引」の配付
 - ・ 被害の態様に応じて、今後の捜査の流れや各種相談窓口を紹介する冊子「被害者の手引」を作成し、被害者に配付します。
- 捜査状況、被疑者の検挙状況等の情報提供
 - ・ 「被害者連絡制度」に基づき、被害者等に対し、捜査上支障のない範囲内で捜査状況、被疑者の検挙状況等の連絡を行います。
- 法テラス等と連携した情報提供
 - ・ 刑事・民事の裁判における裁判費用に困窮する犯罪被害者等の支援（被害者参加人のための国選弁護制度、民事法律扶助制度）の窓口である法テラスや司法機関と連携して、裁判に係る支援制度の情報提供を行います。

(3) 日常生活の支援

[現状と課題]

犯罪被害者等は、不案内な刑事手続きや行政手続きなど各種手続きに追われる中で、様々な不安にさいなまれます。

また、通院や捜査協力などで、外出せざるを得ないことや、事件のショックなどから、家事や育児に手が回らない場合もあり、日常生活に支障をきたすこともあります。

これまでは、家事・育児の手伝い等の生活支援については、ボランティアに担っていただくことを計画していましたが、この分野でボランティアを育成することは困難であるため、市町村や地域で活動する団体と連携しながら、生活支援のあり方等について、検討する必要があります。

[施策の方向]

検察庁、裁判所等への付き添い支援等について、引き続き、安定して支援を行える人材の確保・育成に努めるとともに、実際の支援にあたっては、保育を含めて柔軟な対応に努めていきます。

また、日常生活支援のニーズに対応するため、市町村と情報交換を進め、市町村との連携を含めて、生活支援の充実について検討していきます。

[重点的取組]

① 付添支援の実施

施策の方向

- 犯罪被害者等が、公判、捜査協力や、行政手続きなどにかかる負担を少しでも軽減できるよう、付添いによる直接支援を、ノウハウのある民間支援団体と連携・協働して提供します。
- 検察庁、裁判所等への付き添い支援等について、引き続き、安定して支援を行える人材の確保・育成に努めていきます。
- 検察庁、裁判所等への付き添い支援等について、保育を含めて柔軟な対応に努めていきます。

[現状と課題]

- サポートステーションにおいては、神奈川被害者支援センターの支援員が、法律相談や検察庁、裁判所等への付添い支援を実施しており、県は補助金による財政的な支援を行っています。
- また、県警察においては、警察官や心理員が付添い等の支援を行っています。
- 支援員が付き添うことにより、犯罪被害者等の不安を和らげることができ、裁判参加等への精神的な負担を軽減するうえで、大変効果的な取組です。
- サポートステーションの付添支援は、平成 27 年度は年間 644 件でしたが、平成 29 年度は 951 件と大きく伸びており、刑事裁判における被害者参加制度等、被害者の権利が定着してきたことの現れであると考えられます。付添支援は、被害者の権利を支える重要な支援であることから、引き続き実施していきます。

[重点的取組]

② 生活支援の充実

施策の方向

- 家事等の日常生活支援について、市町村と情報交換を進め、市町村の取組との連携を含めて、生活支援の充実に向けて検討し、支援の充実を図ります。

[現状と課題]

- 犯罪等の被害をうけると、当日から、家事・育児が手につかない、何をしたら良いか分からない等、日常生活に支障が出ることから、身の回りの支援（家事、育児、介護、買い物等）を行う支援者が関わり、支援を行うことが必要です。
- サポートステーションでは、裁判所等への付添支援の中で保育についても柔軟に対応していますが、生活支援への対応は十分ではありません。
- 県では、市町村を対象に、犯罪被害者等に生活支援を行うボランティア団体として活動する可能性のある団体を調査しましたが、そのような団体は把握できず、具体的な取組には至っていません。
- また、独自の条例を制定した茅ヶ崎市においては、家事・育児等の生活支援について、ボランティアではなく、ヘルパーを派遣する制度を設けています。
- 今後、市町村や地域で活動する団体と連携しながら、生活支援のあり方等について、さらに検討する必要があります。

[その他の施策・事業]

③ DV被害者や被虐待児童に対する自立支援等の実施

- DV被害者の自立支援
 - ・ DV被害者は一人ひとり異なった状況にあり、一時保護から自立をしていく過程で、精神的、経済的な問題をはじめ、住まいの確保、就労、子どものケアや就学など、様々な課題を解決する必要があるため、関係機関や民間団体が相互に連携しながら、被害者の立場に立ち、自立した生活に向けた切れ目のない支援を行います。
- 児童相談所における被虐待児童への支援
 - ・ 児童被害者一人ひとりの状況による一時保護から自立までの過程で問題となる心理的、経済的な問題をはじめ、住まいの確保、就労、子どものケアや就学など、児童被害者の立場に立った切れ目のない支援を行います。

(4) 心身に受けた影響からの回復

[現状と課題]

犯罪被害者等が被害にあったことによって受ける精神的な被害は深刻です。そうした精神的な被害については、早期に専門家によるカウンセリング等の心理的支援を受けることが、早期回復につながると言われています。

これまで、サポートステーションでの支援の一環として、民間支援団体と連携・協働して、臨床心理士等による無料カウンセリングを提供するなど、被害者等の状況に応じた精神的なケアを実施してきました。

カウンセリングへのニーズは高く、年々支援件数も増加していることなどから今後とも支援の継続が必要です。

[施策の方向]

サポートステーションのカウンセリングについては、引き続き、必要事案等の状況に応じ実施回数について例外の運用も行うとともに、精神保健関係機関や精神科医療機関等との連携を充実していきます。

[重点的取組]

① 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施

施策の方向

- 犯罪被害者等が受けた精神的被害から一刻も早く回復できるよう、被害者等のニーズに応じ、適切なカウンセリングを実施します。
- 臨床心理士の資格を有する警察職員等による、初期的段階からのカウンセリングを実施します。
- 犯罪被害者等へのカウンセリング事業にノウハウのある民間支援団体と連携・協働し、臨床心理士等によるカウンセリングを実施します。特に、死傷者が多数に上る事案など、事案の内容に応じ柔軟に対応し、被害者等がより支援を受けやすい形での実施について検討します。
- カウンセリングを通じて精神科医療の提供が必要と判断された場合など必要に応じて、保健所等関係機関と連携し、精神科医療の受診につなげていきます。

[現状と課題]

- サポートステーションの支援として、県委託により神奈川被害者支援センター登録のカウンセラーによるカウンセリングを実施（10回まで無料）しています。また、県警察では、心理員が、精神的被害の大きい被害者及び親族に対し、カウンセリングを含めた支援を行っており、それぞれ、犯罪被害者等の精神的被害の回復に寄与しています。
- また、精神的な医療が必要なケースについては、保健所等の関係機関の紹介を行っています。
- 国においてカウンセリング等心理療法費用の負担軽減を図る制度が整備されました（平成28年度）が、精神的な医療が必要なケース等、犯罪被害者等のニーズに応じて、もっとも適切な制度が利用できるようにする必要があります。
- サポートステーションのカウンセリングについては、事案等の状況に応じ実施回数について例外の運用も行うこととしていますが、精神保健関係機関や精神科医療機関等との連携も深め、適切な支援につなげていく必要があります。

[重点的取組]

② 精神科の受診の支援

施策の方向

- 被害者等が精神科の受診が必要と考えられる場合に、適切な医療に繋げるための、費用を公費負担します。

[現状と課題]

- 国（警察庁）において平成28年度に整備された制度を活用した、県警における精神的な医療に要する経費についての支援は有効であり、今後も継続していく必要があります。

[重点的取組]

③ 自助グループの紹介

施策の方向

- 民間支援団体とも連携し、被害者等が同じような苦しさ、つらさを抱えた者同士で、互いに語り合う中で、支えあっていくことを目的として集う自助グループについての情報収集に努めるとともに、必要に応じて、被害者等に対して自助グループを紹介します。

[現状と課題]

- サポートステーションや「かならいん」の相談者等に対し、必要に応じて自助グループを紹介していますが、把握している自助グループは非常に少なく、適切なグループの情報が提供できない場合があります。
- 犯罪被害者等の自助グループの設立や運営に関する支援について検討する必要があります。

その他の施策・事業

④ 被害者等に対する適切な医療の提供

- 迅速かつ適切な救急医療の提供
 - ・ 総合的な救急医療体制を整備し、県民に対して適切な救急医療を提供します。
 - 医療機関情報等の提供
 - ・ 「かながわ医療情報検索サービス」をホームページ上で公開し、各医療機関で受けられる治療などについての情報を提供するとともに、保健福祉事務所及び精神保健福祉センターでは、被害者等から相談があった場合、随時相談に応じ、必要な医療機関等の情報を提供します。
 - ・ 児童相談所においても、必要に応じて医療機関等の情報を提供します。
- ⑤ 少年等への相談、精神的ケアの充実**
- 被害少年等に対する相談、支援
 - ・ 臨床心理士等の資格を有する少年相談員や、少年警察ボランティアとして活動する被害少年サポーターが、犯罪等の被害にあった少年やその保護者の相談及び精神的ケアや立ち直り支援を行います。
 - 児童相談所における心理的ケアの実施
 - ・ 被虐待児童等に対して、児童心理司等によるカウンセリング等の心理的支援を行います。
 - 学校内のカウンセリング体制の整備
 - ・ 犯罪被害者等を含む児童・生徒や保護者等の心の問題の解決を図るため、公立中学校や県立高校等にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒へのカウンセリングや保護者等への助言などを行います。
 - ・ 私立学校に対しては、人権教育研修会を通じて、学校内のカウンセリング体制の整備に関する情報を提供します。
 - スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携
 - ・ 社会福祉に関する専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを小中学校等に配置し、関係機関との連携を図り、犯罪被害者等である少年を含む児童・生徒の置かれた環境に対応した支援を行います。
- ⑥ 被虐待児童、高齢者、障がい者への対応【再掲】**
- ・ 各種研修会等を通して、各学校における被害少年のケアや児童虐待の防止、早期発見等のための情報を提供するとともに、被虐待児童の早期発見、早期対応のための体制の充実に努めます。
 - ・ 被虐待児童を養育する里親の養成や研修を実施するとともに、里親登録数の拡大のための広報を実施します。
- 【再掲：1(3)② 児童虐待への対応】
- 【再掲：1(3)② 高齢者虐待への対応】
- 【再掲：1(3)② 障がい者虐待への対応】
- ⑦ DV被害、ストーカー被害への対応【再掲】**
- 【再掲：1(3)② DV被害への対応、ストーカー被害への対応】
- ⑧ 高次脳機能障害があり生活に困難を生じている方への支援**
- ・ 交通事故や病気などによる脳の障害により、理解力や判断力などの認知機能が低下する高次脳機能障害にかかる支援拠点機関として、神奈川県総合リハビリテーションセンターを位置づけ、支援コーディネーターによる専門的な相談支援や研修事業、高次脳機能障害の理解促進のための普及啓発などを行います。
- ⑨ 被害者等の心情を考慮した環境、施設の整備**
- 被害者支援要員制度
 - ・ 支援が必要な殺人、性犯罪などの被害者等に対し、警察官の中から「被害者支

援要員」を指定して、事件現場等における付添い、相談の受理等の支援活動を行います。

- 被害者専用の事情聴取室の設置
 - ・ 被害者等の精神的負担や不安の軽減を図るため、警察署の新築時には被害者専用の事情聴取室の設置を行います。
- 被害者支援用車両の配置
 - ・ 各警察署での被害者等の移動時における精神的負担や不安の軽減を図るため、車内が見えにくいようフィルムを貼るなどした被害者支援用車両の配備を進めます。
- 性犯罪被害者への対応
 - ・ 性犯罪捜査を担当する女性警察官への教養を実施し、捜査の過程等、被害者の心情に配慮した対応に努めます。
- 報道機関への公表内容についての配慮
 - ・ 報道機関への公表内容について、個別案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。

(5) 一時的な住居の提供等

〔現状と課題〕

住居や住居周辺が事件現場となったことによって、物理的又は精神的に居住困難となったり、犯罪等の被害にあったことで生計維持が困難となり、従前の住居に居住できなくなる場合があります。

これまでに、サポートステーションでの支援の一環として、緊急避難場所としてのホテル等での宿泊の提供や、その後の転居等に向けた公営住宅の一時使用を行ってきました。また、民間団体と連携し、民間賃貸住宅に関する情報提供も行っています。

〔施策の方向〕

引続き、緊急避難場所としてのホテルの提供を適切に行い、被害者の状況に応じて例外の運用も検討します。県営住宅の一時使用については、被害者等が利用しやすいよう居室の環境整備等を行い、活用を促進するとともに、市町村営住宅の一時使用等について連携した取組を検討します。

〔重点的取組〕

① 緊急避難場所（ホテル等）の提供

施策の方向

- 被害直後の避難場所として、被害の態様や再被害の恐れなどを考慮した上で、犯罪被害者等の利便性に配慮したホテル等を提供します。
- なお、ホテル等の提供については、原則3泊までとしますが、被害者等の状況に応じて例外の運用を検討します。

〔現状と課題〕

- サポートステーションの支援として、被害直後の緊急避難場所（ホテル等。原則3泊まで）の提供を行っています。

- 自宅が被害現場になった場合など、一時避難できる場所を提供することは、被害者の精神的かつ身体的な負担の軽減となっていますが、一時避難後の住居の確保が困難な場合もあります。

[重点的取組]

② 住居の確保への支援

施策の方向

- 犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅への入居による支援を行います。また、市町村営住宅の一時使用等について、市町村と連携した取組を進めます。
- 県営住宅については、被害者等が利用しやすいよう居室の環境整備等を行い、活用を促進します。
- 被害者等の転居へ向けた支援として、民間団体と連携し、民間賃貸住宅に関する情報提供を行います。

[現状と課題]

- 県では、比較的利便性の高い県営住宅を2戸確保しており、最長1年間まで居住することができますが、平成26年度以降利用実績がなく、被害者等が利用しやすくなるよう、工夫する必要があります。
- 市町村営住宅の優先入居や一時使用等については、引き続き市町村と連携して取り組む必要があります。
- 民間賃貸住宅に関する情報提供は、2団体と協定を締結し、物件の情報提供を行っており、必要性の高い取組ですが、条件に合う物件が少ない場合もあることから、より多くの情報提供ができるような方法を検討する必要があります。

[その他の施策・事業]

③ DV被害者等や被虐待児童の一時保護

- DV被害者等の一時保護
 - ・ 配偶者等からの暴力により、その被害者及び同伴する家族が避難したい場合などについて、保護施設において一時保護を行います。
- 児童相談所による一時保護
 - ・ 虐待されている児童を保護者から引き離す必要がある場合、児童相談所の一時保護所等において一時保護を行います。

④ DV被害者の住居の確保への助言

- ・ 一時保護後等の自立した生活に向けて、公営住宅の利用についてなど、DV被害者の住居の確保への助言を行います。

3 県民・事業者の理解の促進

犯罪被害者等の多くが、二次被害に苦しめられています。こうした状況を改善するためには、県民や事業者、支援関係者をはじめ、被害者等が日常的に接する様々な人々が、被害者等の置かれた状況や痛み・苦しみなどについて理解し、できるところから支援をするなど、被害者等を温かく支えていくことが必要です。

被害者等を支える地域社会の形成に向けて、県民や事業者が、被害者等の置かれた状況や支援の必要性などについての理解を深めるための取組を進めます。

(1) 県民・事業者の理解の促進

【現状と課題】

犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性について県民等の理解を促進するため、犯罪被害者週間にあわせたキャンペーン等における普及啓発や、学校や事業所、地域での理解促進講座などを実施してきました。

しかし、平成28年10月に県が実施した、「県民ニーズ調査」によると、犯罪被害者等が抱えている問題について認識している人が、約2割しかないという結果もあり、被害者等の置かれた状況や痛み・苦しみ、支援の必要性についての理解が県民等に十分浸透しているとは言い難い状況にあります。

また、犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の二次被害を受けることも少なくありません。被害者等は、こうした二次被害によって、それまで日常生活や社会生活を送る場であった近隣、職場、学校などから距離を置いたり、通えなくなったりして、孤立せざるを得ない状況に追い込まれることもあり、二次被害は、非常に深刻な問題です。

【施策の方向】

犯罪被害者週間にあわせたキャンペーンに限らず、様々な機会を捉えて、普及啓発を実施します。

また、市町村や学校、事業者団体など様々な関係機関・団体と連携・協働して、被害者等の声を伝える講座の拡大を図るなど、県民・事業者に対する被害者等への理解促進を図ります。

さらに、インターネット等を利用して、被害者等の名誉を傷つけたり、個人情報流出させることの無いよう、あらゆる機会をとらえ、県民や事業者に向け周知します。

[重点的取組]

① 被害者等への理解についての普及啓発の推進

施策の方向

- 犯罪被害者等への理解を促進するために、様々な媒体を活用した広報を行うとともに、様々な機会を捉えて市町村や関係機関・団体等と連携した普及啓発を行います。
- また、犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に合わせ、インターネット環境を含めた二次被害の深刻さをはじめ、被害者等の置かれた状況や支援や配慮の必要性について理解を深め、自らできる支援や配慮について考える契機となる「犯罪被害者等支援キャンペーン」を実施します。
 - ・ 市町村の広報紙や庁舎ロビーの活用など市町村と連携した広報・普及啓発の実施
 - ・ 民間支援団体と連携した犯罪被害者等支援キャンペーンの実施

[現状と課題]

- 犯罪被害者週間を中心に、犯罪被害者等支援キャンペーンを県内各地で実施するとともに、市町村と連携した普及啓発活動、大学等への理解促進の出前講座等を実施していますが、県民への浸透はまだ十分ではありません。

[重点的取組]

修② 犯罪被害者等理解促進講座の実施

施策の方向

- 市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施し、理解促進を図ります。
- 学校、地域、事業者団体と協働し、犯罪被害者等の生の声を伝え、既存の教材（DVDなど）を活用するなど、被害者等の受けた痛みや苦しみなどについて被害者等の声を伝え、インターネット環境を含め、二次被害を生じさせないような配慮の必要性と被害者等への理解の促進を図る講座を県内各地で実施します。
 - ・ 学校や事業者団体の会合等での理解促進講座の実施
 - ・ 市町村と協働した地域住民等を対象とした理解促進講座の実施
- 中学生及び高校生を対象に、被害者等の実情を伝えることで、社会全体で被害者等を支え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るため、「いのちの大切さを学ぶ教室」、「いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール」を開催します。

[現状と課題]

- 理解促進講座は、市町村や大学、団体等と連携し、平均年間約950人が参加して実施されている。中高生を対象とした「いのちの大切さを学ぶ教室」については、被害者等を講師として、平均年間約80校で行われており、被害者等への理解の促進に有益な取組です。
- 犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の二次被害を受けることも少なくありません。被害者等は、こうした二次被害によって、それまで日常生活や社会生活を送る場であった近隣、職場、学校などから距離を置いたり、通えなくなったりして、孤立せざるを得ない状況に追い込まれることもあり、二次被害は非常に深刻な問題です。
- このような現状を改善するためには、一人でも多くの県民や事業者に、犯罪被害者等の

置かれた心情や状況、インターネット環境を含め、二次被害が生じることのないよう十分配慮することについて、理解を広げる必要があります。

- また、インターネット等を利用して、被害者等の名誉を傷つけたり、個人情報を流出させることの無いよう、あらゆる機会をとらえ、県民や事業者に向け周知します。

[重点的取組]

③ 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開

施策の方向

- 安全・安心まちづくりの推進体制である「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を犯罪被害者等支援における推進体制としても位置づけ、犯罪被害者等支援についても県民総ぐるみ運動として展開します。
 - ・ 協議会参加団体による自主的な取組の促進（情報提供等）
 - ・ 広報・普及啓発における協議会参加団体との連携

[現状と課題]

- 犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会には、地域団体、事業者、行政機関など県内 158 団体が参加し、犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとして、県民運動を展開しており、県民等の理解促進に向け、成果をあげています

<神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会>

- ・ 目的 県民、地域団体、事業者、行政機関等の協働により、安全・安心まちづくりを目指した県民運動を展開することにより、県民が安全で安心して暮らすことができ、誰もが安心して訪れることのできる神奈川県を実現することを目的とする。
- ・ 構成員 学校関係団体、PTA関係団体、青少年・国際関係団体、福祉関係団体、地域関係団体、経済・事業者関係団体、ライフライン事業者、交通関係事業者、労働団体、建築・住宅関係団体、防犯関係団体、行政機関等161団体

[その他の施策・事業]

④ 様々な機会・媒体を用いた情報の提供

- 各種月間・週間等における啓発事業等の実施
 - ・ 児童虐待防止推進月間（11月）に、広報啓発事業を実施します。
 - ・ 11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力をなくすため、啓発事業を実施します。
- ホームページ等を活用した情報提供
 - ・ 電子メール及び県警察のホームページで、子どもに対する声かけ事案など、子どもの安全に関わる情報を提供します。
 - ・ 各種広報媒体を活用し、被害者等への支援情報の提供などを行います。
 - ・ 防犯教室等において、被害者等支援についての啓発や情報提供を行います。

⑤ 交通事故防止についての普及啓発の推進

- 交通安全教育の実施
 - ・ 交通安全指導員による幼稚園・保育所の教職員や保護者を対象とした幼児交通安全指導実技研修会を実施し、交通安全に対する意識を高めるとともに広報、啓発を行います。

また、高齢者に対しては、交通安全県民運動の一環として、市町村等との共催による参加体験型のシルバーリーダー養成研修会を行います。

- ・ 運転者の交通安全意識の高揚と交通ルールの遵守、正しい交通マナーの向上を図るため、ビデオテープ、DVDを学校、職場、自治会等へ貸出します。
- 交通安全に係るデータ等の提供
 - ・ 交通安全に係る基礎データを県民に提供し、交通事故の実態についての理解促進や交通安全運動の推進を図ります。
 - ・ 県及び県警察のホームページで、高速道路等における交通死亡事故発生状況、交通事故発生状況を公表し、事故防止に関する啓発を行います。

⑥ 事業者・団体の理解の促進

- 様々な機会を通じた理解促進
 - ・ 労働相談事業を通じて、国（厚生労働省）が事業者に対して実施している、犯罪被害者等を含む労働者の労働条件等雇用管理全般に関する理解促進の取組を紹介しします。
- 労働相談を通じた事業主の理解の促進等
 - ・ 労働相談事業を通じて、国（厚生労働省）が実施している犯罪被害者等を含む労働者に係る個別労働紛争解決制度や総合労働相談コーナーを紹介。

⑦ いのちの大切さに関する教育の推進

- 学校教育を通じたいのちの大切さに関する教育の推進
 - ・ 子どもたちの社会性や規範意識の低下、不登校やいじめ・暴力行為などの教育課題、自殺や若者の自立をめぐる問題が生じている中、他者への思いやりや自分を大切にすることを育み、かながわを担う人づくりを進めるため、各学校で、あらゆる教育活動を通して、「いのちの授業」を展開します。
 - ・ 生命の大切さや人との関わり方等の教育に資するため県内の中学校の生徒に「私たちの道徳」を配布するとともに、小・中学校での道徳教育の推進を図ります。
 - ・ 「いのち」を大切にすることを育む教育を実施するため、研究推進校において「いのち」に関する講演会や自然体験やボランティアなどの体験活動を実施します。
- 家庭教育の推進
 - ・ 家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック・すこやか」を作成・配付し、いのちの大切さや思いやり等に関する家庭教育の推進を図ります。
 - ・ 幼児から中学生までの子どもを持つ保護者等を対象として、家庭教育情報提供番組「すこやかファミリー」をインターネット配信及び県立図書館内での視聴により提供し、家庭教育の推進を図ります。

⑧ 人権教育、犯罪防止教育の推進

- 人権教育研修会の実施等
 - ・ 市町村職員、公私立学校の教職員などを対象とした人権教育研修講座等の際に、犯罪被害者等の人権問題を含めた講演を実施します。
 - ・ 教職員一人ひとりが犯罪被害者等の人権問題を含めた人権尊重の理念、人権教育の意義やねらいについて正しく理解し、学校における人権教育を推進するため、「人権教育ハンドブック」を県ホームページに掲載します。
- いじめや暴力行為の防止活動の推進
 - ・ 私立学校設置者や学校の教職員を対象として開催する研修会等において、犯罪防止教育に係る情報提供を行い、犯罪の未然防止を図ります。
 - ・ いじめや暴力行為の未然防止のために設けた会議において、学校、教育委員会、PTA等の関係機関と情報交換等を行うなどして、児童、生徒及び家庭への啓発活動を実施します。

4 被害者等を支える人材の育成

犯罪被害者等の受けた被害をできる限り早く軽減し、被害者等を支える地域社会を形成するためには、被害者等への支援を直接目的として活動する人材だけでなく、被害者等に接する様々な人材が被害者等の置かれた状況などを理解し、被害者等を支えていくことが必要です。

被害者等からの相談への対応や裁判所等への付添いなどを行う人材など、被害者等を支える様々な人材を育成します。

さらに、支援者・相談員等の二次受傷を防止し、支援者・相談員等を支えるための取組を行います。

【現状と課題】

被害者等を支える人材として、被害者等からの相談への対応や付添い支援など幅広く被害者等支援に従事するボランティアの養成を中心に人材育成を行ってきました。

しかし、こうした専門的知識・ノウハウをもったボランティアだけでなく、被害者等の身近にいて、被害者等の置かれた状況などを理解し、話し相手になったりして、地域でも被害者等を支えていくことが必要です。

また、市町村等行政機関の職員など、被害者等に接する可能性が高い機関や団体の職員等が、被害者等の置かれた状況などを理解し、支援を提供することも必要です。

さらに、支援者・相談員等の二次受傷を防止し、支援者・相談員等を支えるための取組も重要です。

【施策の方向】

犯罪被害者等支援員養成講座により相談や付添い支援などに従事する人材を養成します。また、市町村職員など被害者等に接する可能性の高い人材を対象とした研修を実施します。

さらに、支援者等の二次受傷を防止し、支援者等を支えるための助言指導等を実施します。

(1) 被害者等を支える人材の育成

【重点的取組】

① 犯罪被害者等支援員養成講座の実施

施策の方向

- 犯罪被害者等支援の裾野を広げ、被害者等からの電話相談に応じる相談員や裁判所等に付添い支援を担う支援員を養成するための支援員養成講座を実施します。

【現状と課題】

- 犯罪被害者等支援ボランティア養成講座は、初中級・上級各50時間と、他の都道府県と比較して充実したカリキュラムとなっています。

[重点的取組]

② 支援者・相談員等に対する研修等の実施

施策の方向

- 県職員、県警職員、市町村職員等を対象に、研修や講演会を開催し、犯罪被害者等の心情や県の支援策全般の理解を深め、被害者支援に携わる職員の資質向上を図ります。
- 支援員・相談員等のスキルアップのための研修会等を実施します。
- 性犯罪・性暴力被害者への対応として、産婦人科など医療従事者等の育成を図る研修会等を実施します。
- PTSD対策、思春期精神保健専門家の養成のため、厚生労働省が精神科病院協会や国立精神・神経センターに委託している研修への各所属(精神保健福祉センター・保健福祉事務所等)職員の参加を促進します。

[現状と課題]

- 被害者等を支える人材として、被害者等からの相談への対応や付添い支援など幅広く被害者等支援に従事するボランティアの養成を中心に人材育成を行っています。
- 支援員・相談員等が業務に従事しながら受講することのできる研修は、より充実させる必要があります。
- 市町村等行政機関の職員など、被害者等に接する可能性が高い機関や団体の職員等が、被害者等の置かれた状況などを理解し、支援を実施できるよう、研修へ参加しやすい仕組みの検討が必要です。

[重点的取組]

③ 支援者・相談員等を支える取組の実施

施策の方向

- 支援者・相談員等のメンタルヘルスケアのため、専門家等による助言指導等を実施します。

[現状と課題]

- 支援者・相談員等の二次受傷を防止し、継続的により良い被害者支援を実施するためには、支援者・相談員のメンタルヘルスケアの取組が重要であり、専門家等による助言指導(スーパービジョン)など、支援者・相談員等を支える取組が必要です。

[重点的取組]

④ 支援ボランティア登録制度の運用

施策の方向

- 支援等を担う人材の裾野を広げるとともに、犯罪被害者等のニーズに即した支援ができるよう、支援ボランティアの登録制度を運用し、ボランティア登録者の拡大と活動の促進を図ります。
- 普及啓発ボランティアの活動の活性化を図り、犯罪被害者等支援についての理解促進を進めます。
- 「生活支援ボランティア」のあり方については、市町村を交えて検討を行い、ボランティア登録制度の見直しを検討します。

[現状と課題]

- 犯罪被害者等支援を担うボランティアについては、現在、「普及啓発ボランティア」と、直接支援と生活支援のボランティアを統合した「直接・生活支援ボランティア」の2つの区分で登録を行っています。
- 「普及啓発ボランティア」は、現在、被害者等支援キャンペーンへの参加にとどまるなど、活動の機会が少ないことから、市町村の普及啓発事業への参加など、活動機会の拡大や、研修機会の提供、若い世代のボランティア参加獲得の取組など、活動の活性化を図る必要があります。
- 「直接・生活支援ボランティア」については、「付添支援ボランティア」として、引き続き登録を行い、活動を支援する必要があります。
- 「生活支援ボランティア」のあり方については、市町村を交えて検討を行い、ボランティア登録制度の見直しを検討する必要があります。